

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
未就学児	1	幼稚園児第3子の副食費無料化	保護者が扶養する第3子以降のお子さんが奥州市内の幼稚園に入園した場合、副食費が無料になります。	奥州市健康こども部保育こども園課幼保支援係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1634(直通)
小学生・中学生	2	就学援助費	経済的な理由により子どもを小中学校へ通わせることが困難な保護者に対して審査を経て認定された場合、就学に係る費用の一部を援助します。 ■申請対象＝①生活保護受給者 ②生活保護者に準ずると認められる方(生活保護を停止または廃止された方、同居し生計を一緒にする世帯全員の市民税が非課税または減免されている方、失業・病気・離婚などにより世帯の収入状況が悪化している方など) ※収入状況によっては認定されない場合もあります。 ■支給費目＝学用品費、通学用品費、通学費(該当者のみ)、新入学用品費、修学旅行費(中止または延期をした場合の経費を含む)、校外活動費、クラブ活動費、卒業アルバム代、オンライン学習通信費、学校給食費、医療費、PTA会費、生徒会費、日本スポーツ振興センター掛金、岩手県学校安全互助会共済掛金、芸術鑑賞事業負担金、通学用ヘルメット購入費	手続き:在学の小中学校 問合せ:奥州市教育委員会事務局学校教育課学事係 〒023-1192 奥州市江刺大通り1-8 電話番号:0197-34-1632(直通)
小学生・中学生	3	特別支援教育就学奨励費	要保護及び準要保護児童生徒として認定を受けていない特別に支援を要する児童生徒について、各家庭の収入に応じ、通学費(該当者のみ)、給食費、修学旅行費、学用品購入費等を支給します。 (1)特別支援学級在籍者 (2)学校教育法施行令第22条の3に規定する障がいの程度に該当する児童生徒	手続き:在学の小中学校 問合せ:奥州市教育委員会事務局学校教育課学事係 〒023-1192 奥州市江刺大通り1-8 電話番号:0197-34-1632(直通)
高校生	4	公立高等学校生徒等奨学給付金	公立高等学校等(専攻科含む)に通う生徒のうち、生活保護世帯や道府県民税所得割額及び市町村民税所得割額非課税世帯等に対して、授業料以外の教育費を支援する制度です。世帯の状況(生活保護、非課税)や課程の種類(全日制・定時制、通信制)等によって金額は異なりますが、返還の必要がない給付金を支給しています。	手続き:在学の公立高校等 問合せ:在学の公立高校等又は岩手県教育委員会事務局教育企画室(教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6109

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
高校生	5	私立高等学校生徒等奨学給付金	私立の高等学校等(専攻科含む)の生徒等が安心して教育を受けられるよう、授業料以外の教育費負担を軽減するため、高校生等がいる低所得世帯を対象に給付金を給付します。	手続き:在学の私立高校等 問合せ:在学の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課 (学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-5042
高校生	6	岩手県公立高等学校学び直し支援金	高等学校等を中途退学し、再び県内の公立高等学校で学び直す生徒が、学び直し支援金の受給認定を受けた場合、高等学校等就学支援金の支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長1年(定時制・通信制は2年))継続して、授業料相当額(全日制の場合、月額9,900円)は支給されます。(学び直し支援金は、授業料として相殺されます。)	手続き:在学又は入学予定の公立高校 問合せ:在学又は入学予定の公立高校若しくは岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112
高校生	7	私立高等学校等学び直し支援補助金	高等学校等を中途退学した者が、再び私立高等学校等で学び直す場合に、就学支援金支給期間36月(定時制・通信制は48月)の経過後も、卒業までの間(最長2年)継続して授業料の支援を行います。(学び直し支援補助金は、学校設置者が生徒本人に代わって受領し、最終的に授業料と相殺されます。)	手続き:在学の私立高校等 問合せ:在学の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課 (学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-5042
高校生	8	(公財)岩手育英奨学会奨学金事業	県内在住者の子女で学費の支弁が困難な者が対象で、タイプA・B・C・D別に貸与型奨学金があります。市町村民税所得割額非課税世帯は成績基準の特例があります。タイプA・Bは中学3年生で予約申し込みができます。タイプC(震災津波等特例)は卒業後返還免除基準収入額以内の時は返還が全額免除となります。タイプDは、大学等に進学する意欲のある高校2年生を対象に支援するもので、令和5年度からスタートした事業です。県内の4年制大学に進学した場合や県外の大学等を卒業後に県内の企業や団体で通算2年間就業した場合は、返還が全額免除となります。	手続き:在学の中学校・高等学校等 問合せ:公益財団法人岩手育英奨学会 (岩手県教育委員会事務局教育企画室内) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-623-2050
中学生・高校生・特別支援学校生	9	(一社)岩手県私学協会奨学金事業	岩手県私学協会が実施する「貸与型」の奨学金。対象は、岩手県内の私立学校に在学する生徒で、月額10,000円を無利息で借りられます。	手続き:在学の私立学校 問合せ:岩手県私学協会(農林会館内6階) 〒020-0024 盛岡市菜園1-3-6 電話番号:019-626-7627

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
高校生	10	公立高等学校等就学支援金	「課税標準額×6%—市町村民税調整控除の額」が30万4,200円未満の世帯(年収目安:約910万円未満)で公立高等学校に通う生徒が支援金の受給認定を受けた場合は、毎月授業料相当額(全日制の場合、月額9,900円)と相殺されます。(これにより該当生徒は、毎月授業料を納付する必要はありません。)	手続き:在学又は入学予定の公立高校 問合せ:在学又は入学予定の公立高校若しくは岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112
高校生	11	岩手県立高等学校専攻科修学支援金	県立高等学校専攻科に通う生徒のうち、「課税標準額×6%—市町村民税調整控除の額」が5万1,300円未満(年収目安:約380万円未満)の世帯の生徒及び市町村民税に係る生計維持者の扶養する子の数が3人以上であり、かつ生計維持者に扶養されている世帯の生徒が、修学支援金の受給認定を受けた場合、その世帯の所得に応じて、授業料相当額(全日制の場合、月額9,900円)又は授業料相当額の1/2の額(全日制の場合、月額4,950円)が支給されます。(修学支援金は、岩手県教育委員会が生徒本人に代わって受領し、授業料と相殺されます。)	手続き:在学又は入学予定の県立高校 問合せ:在学又は入学予定の県立高校若しくは岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112
高校生	12	県立高等学校授業料減免制度	県立高等学校に通う生徒のうち、経済的理由により授業料の納付が困難な方に対して授業料の全額又は1/2の額を減免します。	手続き:在学又は入学予定の県立高校 問合せ:在学又は入学予定の県立高校若しくは岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112
高校生	13	高等学校定時制課程教科書及び通信制課程教科書学習書給与制度	県立高等学校校定時制課程及び通信制課程等に通う生徒のうち、世帯収入の額が生活保護法第8条第1項の規定による世帯の需要の額の1.5倍未満の方などの、科目を履修するための教科書又は学習書費(通信制課程のみ)の購入代金を支給します。	手続き:在学又は入学予定の県立高校 問合せ:在学又は入学予定の県立高校若しくは岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号:019-629-6112

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
高校生	14	高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付制度	県立高等学校定時制課程及び通信制課程等に通う経済的理由により修学が困難な生徒で、次の要件をすべて満たす生徒に月額14,000円を貸し付けます。 ・岩手県内の高等学校の定時制課程及び通信制課程等に在学している又は岩手県内に居住して広域通信制課程の高等学校に在学していること ・経常的収入を得る職業に就いている又は労働の意思や能力があるにも関わらず離職の状態であること ・公益財団法人岩手育英奨学会の奨学金の貸付を受けていないこと ・世帯の収入が基準額未満であること ・教科の履修状況等が基準に該当すること(単位制又は通信制課程の場合)	手続き: 在学又は入学予定の県立高校 問合せ: 在学又は入学予定の県立高校若しくは岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号: 019-629-6112
高校生・特別支援学校生	15	私立高等学校等就学支援金	私立高等学校等における生徒等の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得に応じて高等学校等就学支援金を支給します。(就学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受領し、最終的に授業料と相殺されます。)	手続き: 在学又は入学予定の私立高校等 問合せ: 在学又は入学予定の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課 (学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号: 019-629-5042
高校生・特別支援学校生	16	私立高等学校等専攻科修学支援金	私立高等学校等専攻科における生徒等の教育に係る経済的負担の軽減を図るため、世帯の所得に応じて私立高等学校等専攻科修学支援金を支給します。(専攻科修学支援金は、学校設置者が生徒本人に代わって受領し、最終的に授業料と相殺されます。)	手続き: 在学又は入学予定の私立高校等 問合せ: 在学又は入学予定の私立高校等若しくは岩手県ふるさと振興部学事振興課 (学事振興課の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号: 019-629-5042
高校生・特別支援学校生	17	特別支援教育就学奨励費	保護者の経済的負担を軽減するため、特別支援学校に就学する児童等の就学のため必要な経費(教科書購入費、学校給食費、交通費、修学旅行費、学用品購入費など)及び県立高等学校に就学する視覚障害のある方の教科用図書に代わる拡大教科書または展示教科書購入費について、その負担能力の程度に応じて、特別支援教育就学奨励費を支給します。 (他の公的給付と重複して受給することはできませんので、児童福祉施設や指定療育機関等へ入所し、措置費や療育の給付を受けている場合、原則として支給されません。)	手続き: 在学又は入学予定の特別支援学校又は県立高校 問合せ: 在学又は入学予定の特別支援学校、県立高校又は岩手県教育委員会事務局教育企画室 (教育企画室の場合の連絡先) 〒020-8570 盛岡市内丸10-1 電話番号: 019-629-6151

支援の対象	No.	事業名	事業内容	手続き・問い合わせ先
高校生・特別支援学校生	18	奨学金事業	公益財団法人岩手県高校教育会館が実施する「給付型」の奨学金。学校を通じて申し込みしてください。	手続き:在学の公私立高校等 問合せ:公益財団法人岩手県高校教育会館 〒020-0883 盛岡市志家町11-13 電話番号:019-624-0863
保護者・高校生・大学生 (短大・専門学校含む)	19	奥州市奨学金	経済的な理由で修学が困難な方に対して修学に必要な奨学金を無利子でお貸しします。 ■入学準備金 入学を予定している方の保護者に対して、入学準備のための費用の一部を無利子でお貸しします。 ■修学資金 学生本人に、修学のための費用として毎月一定額を、無利子でお貸しします。	奥州市教育委員会事務局教育総務課総務係 〒023-1192 奥州市江刺大通り1-8 電話番号:0197-34-1319(直通)
保護者・高校生・大学生 (短大・専門学校含む)	20	生活福祉資金貸付制度(教育支援資金)	低所得世帯に対し、学費等就学に必要な経費及び入学時の経費を無利子で貸し付けします。 ■教育支援費(高校 月35,000円以内、短大・専門学校 月60,000円以内、大学 月65,000円以内) ■就学支度費(500,000円以内)	奥州市社会福祉協議会 〒023-0851 奥州市水沢南町5-12 電話番号:0197-25-6188
保護者・高校生・大学生 (短大・専門学校含む)	21	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業	経済的理由で修学が困難な優れた学生に学資の貸与を行います。「貸与型」と「給付型」があります。	在学する学校
保護者・大学生(短大・専門学校含む)	22	独立行政法人日本学生支援機構 奨学金事業(多子世帯)	多子世帯に属している学生が、保護者の所得制限なく授業料等減免を受けることができます	在学する学校
保護者・高校生・大学生 (短大・専門学校含む)	23	奥州市医療介護従事者修学資金貸付事業	奥州市内の医療介護施設で資格を生かして就労を目指し、資格取得のための修学に対し、入学一時金・月額貸付金を貸し付けるもの	奥州市健康こども部健康増進課 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-2524(直通・地域医療係)
ひとり親家庭及び父母のいない20歳未満の子	24	母子父子寡婦福祉資金貸付制度(修学資金・就学支度資金)	授業料、書籍代等の資金を高等学校、大学、大学院等の種別に応じて、自宅通学、自宅外通学の区分により月額27,000円から183,000円まで無利子で貸付を行います。また、小学校からの就学に必要な被服等を購入するための資金を無利子で貸し付けします。申請書の岩手県への進達、相談は市の窓口で行なっています。	奥州市健康こども部こども家庭課家庭福祉係 〒023-8501 奥州市水沢大手町1-1 電話番号:0197-34-1585(直通)